変更届に必要な添付書類一覧

【変更届で処理する項目】

変更項目	添付書類(例)		
	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務	
商号又は名称	建設業許可の変更届	登記事項証明書(登記簿謄本)	
	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	
本店の所在地	建設業許可の変更届	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書等	
代表者	建設業許可の変更届	登記事項証明書(登記簿謄本)	
	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	
本店の電話番号、FAX 番号、メ ールアドレス及び担当者名	なし	なし	
営業所等(本店除く)の名称	建設業許可の変更届	変更後の営業所の名称の記載がある	
	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	書類	
		必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	
営業所等(本店除く) 所在地	建設業許可の変更届	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明書 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書等	
誓約書「役員等名簿」の役員変	登記事項証明書 (登記簿謄本) 及び誓	登記事項証明書 (登記簿謄本) 及び誓	
更	約書「役員等名簿」等	約書「役員等名簿」等	
営業所等の電話番号、FAX 番号 及びメールアドレス	なし	なし	
委任先(受任者)の設定	建設業許可申請書の別紙・別表(営業 所名、住所、営業所が持っている建設 業許可が確認できる書類)、委任状及 び使用印鑑届等	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明書 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書	

		等
		上記に加え、委任状及び使用印鑑届等
法人組織の変更 (例:(有)→	建設業許可の変更届	登記事項証明書(登記簿謄本)
(株))	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	必要に応じ委任状及び使用印鑑届等
建設業許可番号の変更	建設業許可通知	
営業所等の建設業許可業種の	建設業許可の変更届(削除の場合は不	
追加及び削除	要)	
営業所等の建設業許可の区分	建設業許可の変更届	
変更 (一般→特定)		
地質調査業者登録規程に基づ		登録証 等
く登録の追加及び取り下げ		(取り下げの場合は不要)
コンサルタント登録規程に基		登録証 等
づく登録の追加及び取り下げ		(取り下げの場合は不要)
測量・建設コンサルタント等業		登録証 等
務にかかる各登録番号の変更		
営業所等の廃止	なし	なし
入札参加を希望している工種	なし	なし
又は業務等の一部取下げ		
廃業又は入札参加資格の取下	なし	なし
げ		
関連する会社の変更	なし	なし

注1 上表中の「営業所等」とは入札参加資格者名簿の主たる営業所(本社)及び、契約する営業所の情報をいいます。

注2 上表中の「変更項目」において委任状・使用印鑑届等も変更する必要がある場合は、作成し提出してください。

- 注3 入札参加を希望する工種及び業務の追加は、変更届では受付できません。
- 注4 公的機関発行の書類については、発行後3ヶ月以内のもので、コピーも可とします。
- 注5 「建設業許可変更届」、「建設業許可申請書」、「測量業者変更登録申請書」及び「現況報告書」については、 許可行政庁の受付印又は確認印のあるものとします。
- 注6 物品製造 (購入)・役務の提供の変更届で処理する項目は、上表に準じるものとします。